

新潟県条例第12号

新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(返還の債務の当然免除) 第7条 (略) 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(11) (略) <u>(12) 前各号に掲げるもののほか、看護職員の充足が特に必要な地域として規則で定める地域(以下「特定地域」という。)に所在する施設等(修学生が特定地域に所在する市町村から当該施設等において業務に従事することが返還の債務の免除の要件とされている資金の貸与を受けている場合に限る。)</u>	(返還の債務の当然免除) 第7条 (略) 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(11) (略)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。